

原発事故避難者に対する住宅の支援を求める要望

平成23年3月11日の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から既に5年を経過したが、事故収束の見通しはいまだ立たず、事故によって福島県を離れることを余儀なくされた避難者の方は約4万人に上り、神奈川県内でも3,000人近い方々が避難生活を送っている。

いわゆる「自主避難者」に対する災害救助法の枠組みによる住宅への支援は平成29年3月をもって終了することとされたが、住宅は最も基本的な生活の基盤であり、これが安定することが避難者、特に子どもたちの将来にとっても不可欠である。

平成24年に制定された「原発事故子ども・被災者支援法（以下「支援法」という。）」では、その基本理念として、被災者一人一人が「支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、そのいずれを選択した場合であっても適切に支援」と明記されており、この理念に基づく具体的な支援施策の充実が強く求められる。

よって、支援法に基づき、原発事故避難者に対する抜本的、継続的な住宅への支援が可能な新たな制度を確立するよう要望する。

平成28年12月27日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

復興大臣 今村 雅弘 様

国土交通大臣 石井 啓一 様

神奈川県市長会

会長 古谷 義幸